

東京都市計画都市再生特別地区の変更（東京都決定）

都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

種類			面積	建築物の他 工作物の積算 をきり除	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	壁面の位置の制限	備考
都市再生特別地区(北品川五丁目第1地区)	A地区	A1	約 0.9ha	—	110/10	40/10	7/10	2,000㎡	高層部A：GL+143m 低層部B：GL+20m 低層部C：GL+10m	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りでない。 (1)歩道状空地と有効に接続する屋上広場（歩行者デッキ等を含む）及びその下部、並びに屋上広場と地上部を結ぶ階段、エレベーター、エスカレーター、その他これらに類するもの (2)歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける上屋、庇の部分、手摺り、その他これらに類するもの (3)道路と接続する歩行者用通路及び車路その他これらに類するもの (4)給排気施設の部分 (5)建物の出入口の上部に位置する庇の部分 (6)隣地境界に面する部分におけるへい	建築物の高さの最高限度は、平均地盤面からの高さとし、建築物の高さに階段室、昇降機塔等の部分及び棟飾等の屋上突出物（避雷針を除く）を含むものとする。
		A2	約 0.2ha	—	41/10 ただし、住宅の用に供する部分の容積率を40/10以上とする。	30/10	7/10	1,000㎡	高層部C：GL+75m 低層部B：GL+20m		
	B地区	約 0.3ha	—	40/10 ただし、地域コミュニティ施設の用に供する部分の容積率を4/10以上とする。	3/10	5/10	100㎡	低層部C：GL+10m			
	C地区	C1	約 0.7ha	—	71/10 ただし、産業支援交流施設の用に供する部分の容積率を4/10以上とする。	40/10	5/10	1,000㎡	高層部B：GL+100m 低層部B：GL+20m		
		C2	約 0.2ha	—	40/10 ただし、作業所（工場）の用に供する部分の容積率を125/100以上とする。	15/10	6/10	500㎡	低層部A：GL+30m		
	D地区	約 0.8ha	—	96/10 ただし、住宅の用に供する部分の容積率を64/10以上、子育て支援施設の用に供する部分の容積率を22/100以上、地域コミュニティ施設の用に供する部分の容積率を3/100以上とする。	40/10	8/10	2,000㎡	高層部A：GL+143m 低層部B：GL+20m 低層部C：GL+10m			
	E地区	約 0.5ha	—	40/10	5/10	6/10	500㎡	低層部B：GL+20m 低層部C：GL+10m			
	計	約 3.6ha									

その他の既決定の地区	面積	位置
都市再生特別地区 (大崎駅西口 E 東地区)	約 2.4 ha	品川区大崎二丁目及び大崎三丁目各地内
都市再生特別地区 (大崎駅西口 A地区)	約 1.8 ha	品川区大崎二丁目地内
都市再生特別地区 (丸の内1-1地区)	約 1.2 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区 (大手町地区)	約 12.4 ha	千代田区大手町一丁目及び大手町二丁目各地内
都市再生特別地区 (西新宿一丁目7地区)	約 0.9 ha	新宿区西新宿一丁目地内
都市再生特別地区 (丸の内2-1地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区 (淡路町二丁目西部地区)	約 2.2 ha	千代田区淡路町二丁目地内
小 計	約 22.6 ha	
今回同時に変更する地区		
都市再生特別地区 (大手町一丁目6地区)	約 1.5 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区 (日本橋室町東地区)	約 1.8 ha	中央区日本橋室町一丁目及び日本橋室町二丁目各地内
都市再生特別地区 (北品川五丁目第1地区) ※本件	約 3.6 ha	品川区北品川五丁目地内
合 計	約 29.5 ha	

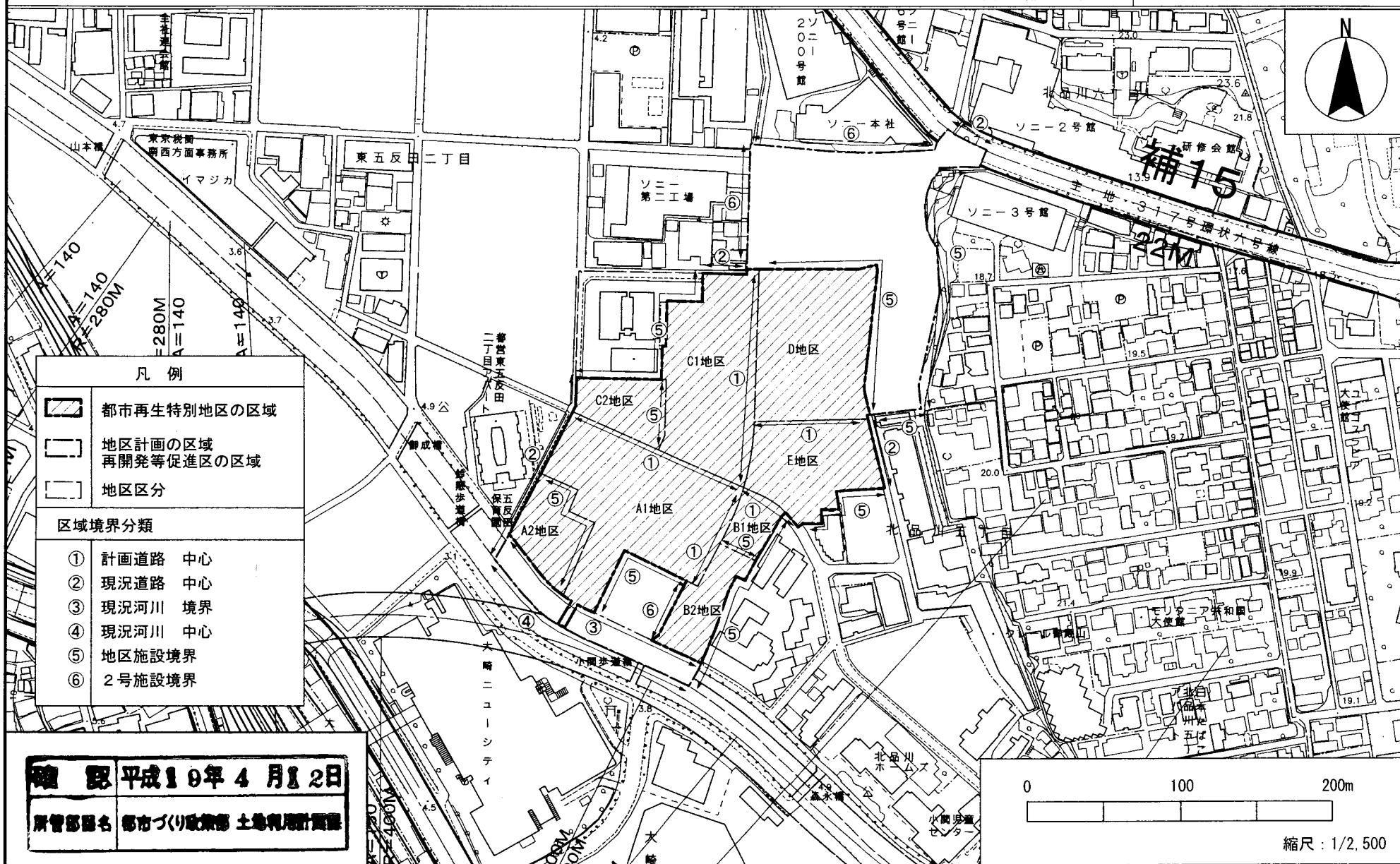
「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」

理由：市街地再開発事業による都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市再生特別地区を変更する。

東京都計画都市再生特別地区
北品川五丁目第1地区

計画図 1

(東京都決定)



凡例

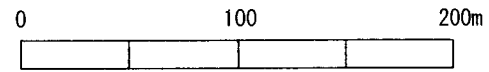
- 都市再生特別地区の区域
- 地区計画の区域
再開発等促進区の区域
- 地区区分

区域境界分類

- ① 計画道路 中心
- ② 現況道路 中心
- ③ 現況河川 境界
- ④ 現況河川 中心
- ⑤ 地区施設境界
- ⑥ 2号施設境界

確認 平成19年4月12日

所管部局名 都市づくり政策部 土地利用計画課

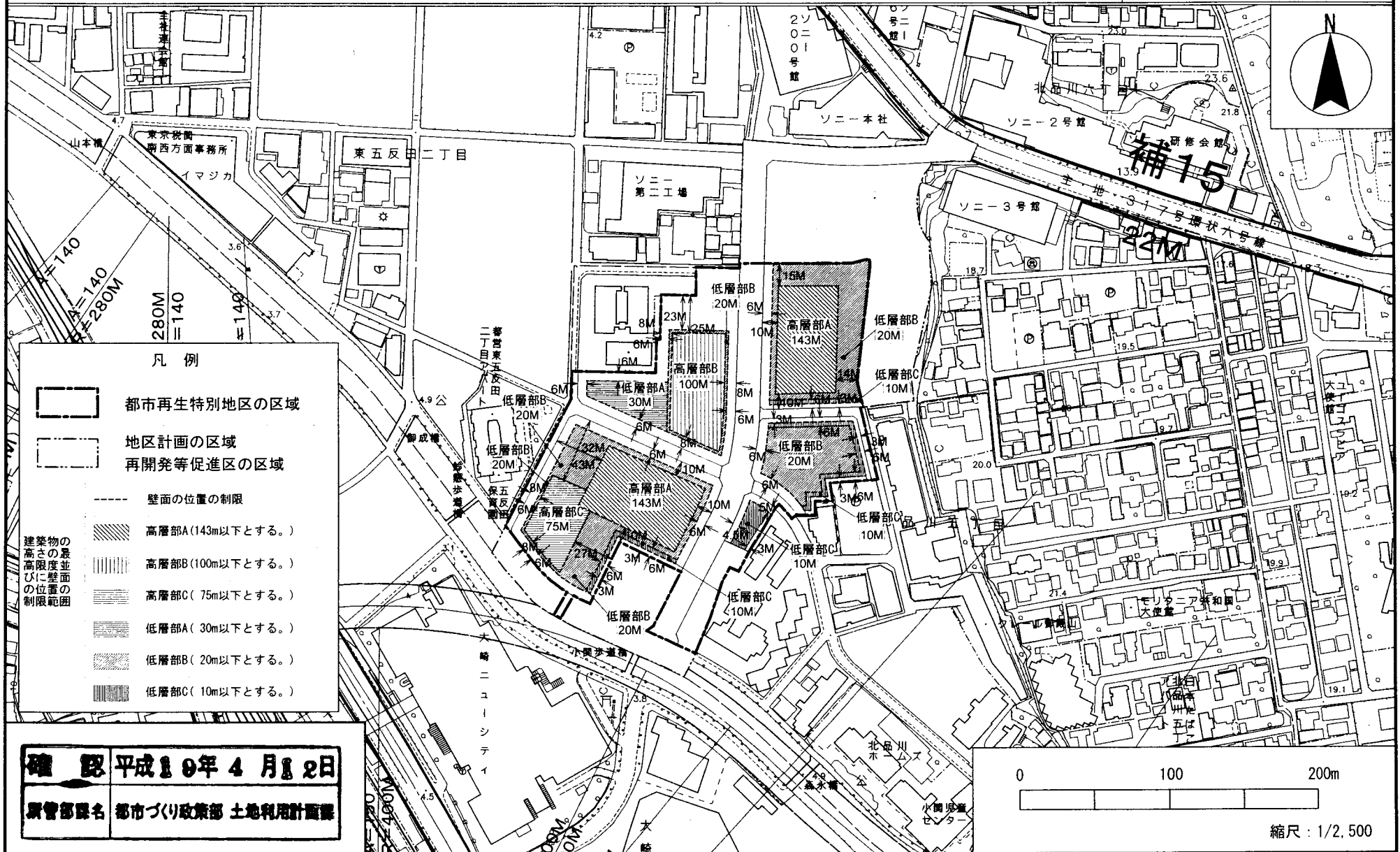


縮尺：1/2,500

東京都市計画都市再生特別地区
北品川五丁目第1地区

計画図 2

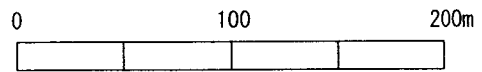
〔東京都決定〕



凡例

- 都市再生特別地区の区域
- 地区計画の区域
- 再開発等促進区の区域
- 壁面の位置の制限
- 高層部A (143m以下とする。)
- 高層部B (100m以下とする。)
- 高層部C (75m以下とする。)
- 低層部A (30m以下とする。)
- 低層部B (20m以下とする。)
- 低層部C (10m以下とする。)

確認 平成19年4月2日
 課長部課名 都市づくり政策部 土地利用計画課

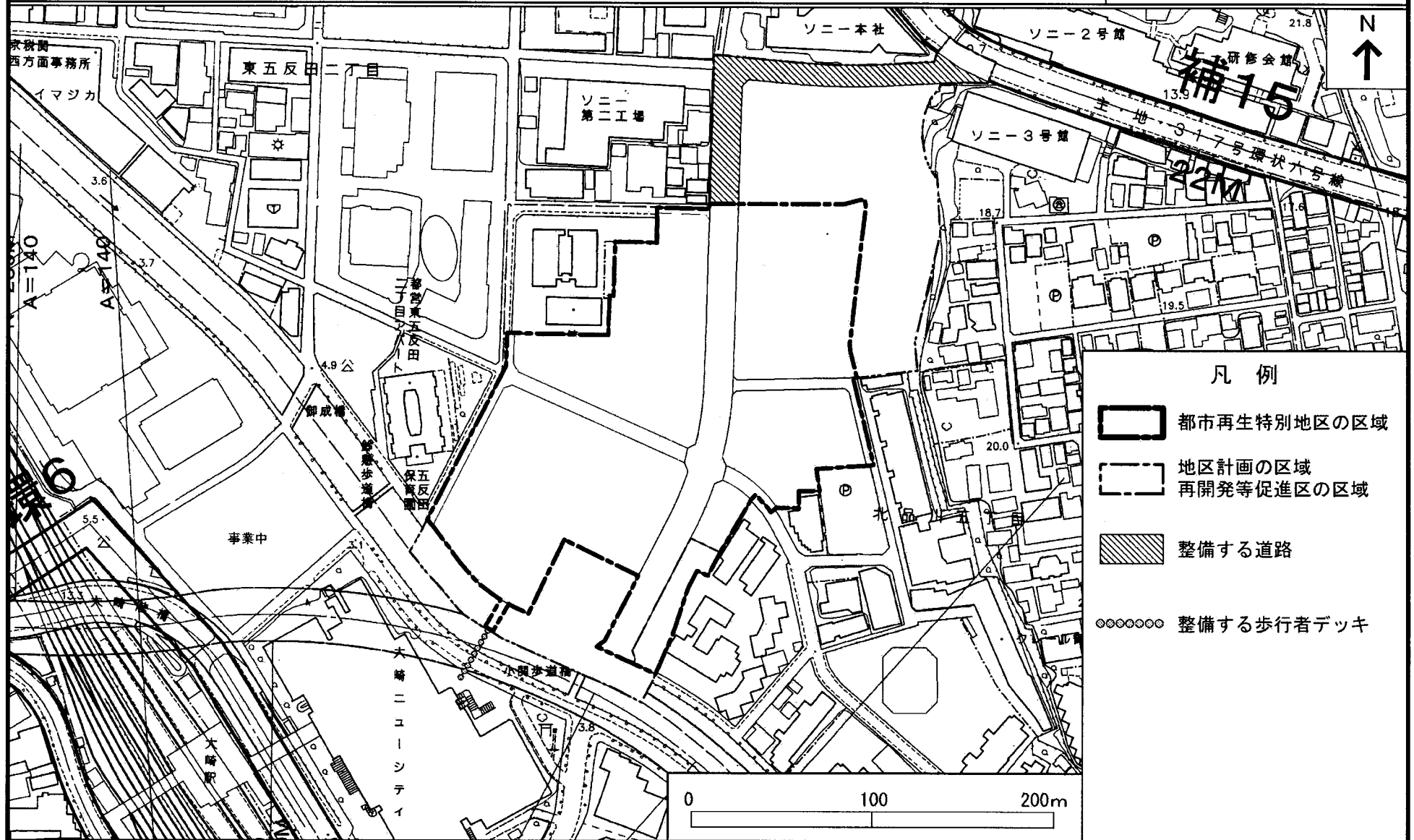


縮尺：1/2,500


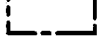


東京都市計画都市再生特別地区
北品川五丁目第1地区

別添図1

〔東京都決定〕



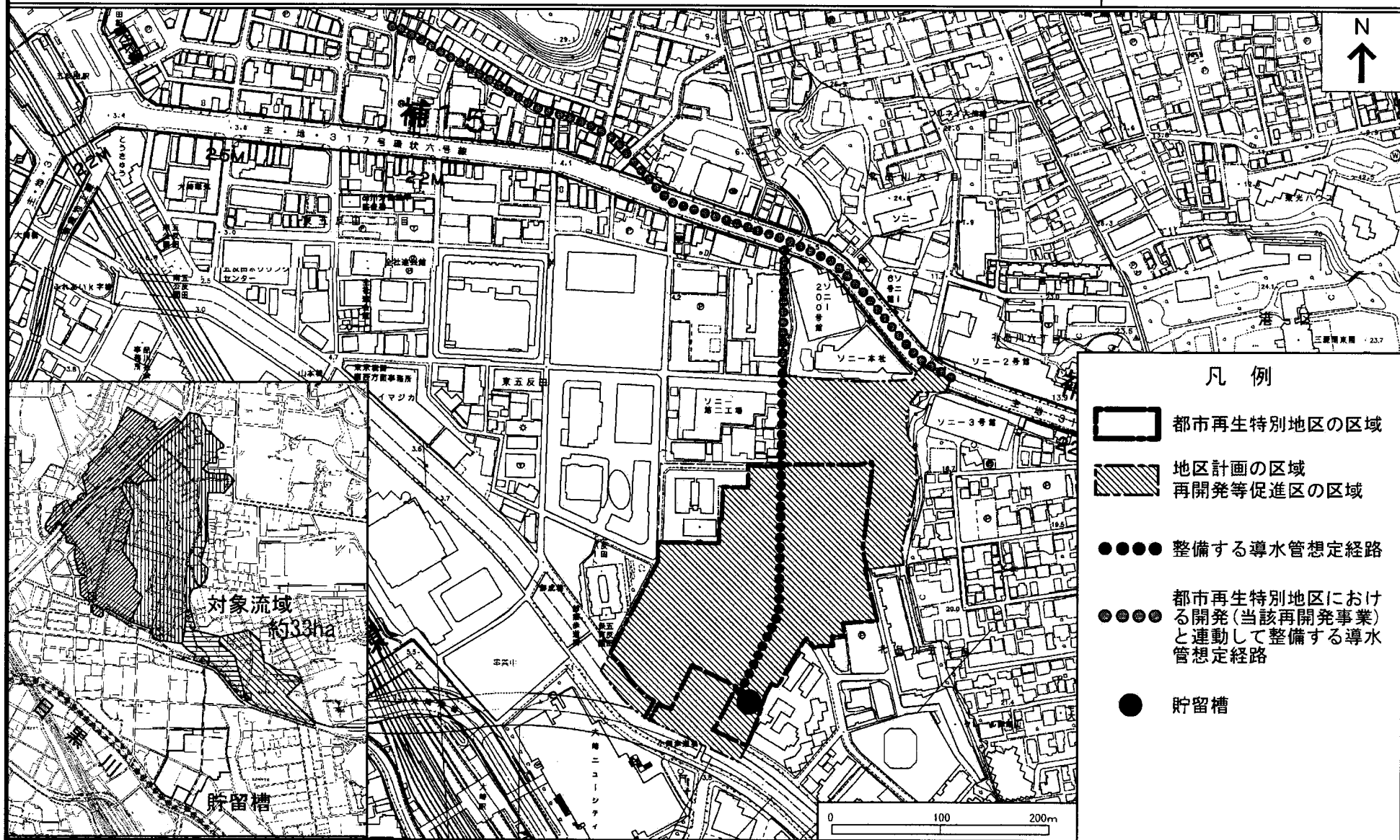
凡例

-  都市再生特別地区の区域
-  地区計画の区域
再開発等促進区の区域
-  整備する道路
-  整備する歩行者デッキ

東京都市計画都市再生特別地区
北品川五丁目第1地区

別添図2

[東京都決定]



凡例

- 都市再生特別地区の区域
- 地区計画の区域
再開発等促進区の区域
- 整備する導水管想定経路
- 都市再生特別地区における開発(当該再開発事業)と連動して整備する導水管想定経路
- 貯留槽